

# 予防接種医療事故に関する報告書 ー検証と今後の対策ー

2014.5.14 京王八王子クリニック 小児科 末松隆子

## 1) 事故の概要

平成 26 年 4 月 1 日(火)午後 2 時 30 分頃、当科小児科外来においてヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンを 9 ヶ月齢から接種開始し 2 回接種を終了していた X さん(11 ヶ月)に、1 歳過ぎてから(ヒブワクチンは 7 ヶ月あけて・小児肺炎球菌ワクチンは 60 日あけて)接種しなければならないヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンを、標準期間で開始した 3 回目の接種と思い込み、接種回数と接種間隔を誤って接種してしまった。

## 2) 事故の事実経過

i) 3 月 4 日(火)午後 2 時 30 分頃、4 種混合・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの 2 回目接種を終了した X さんと母親に、A 看護師は次回ワクチンの予約を取った。ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンを開始した月齢をしっかりと確認することなく、標準接種で開始したものと思い込んで 4 種混合と同様に 4 週後に 3 回目のワクチン接種を予約した。この時母親からも疑問・質問等は受けなかった。

ii) 3 月 31 日(月)B 事務は翌日の予防接種カルテの準備をした。この時前回ワクチンとの接種間隔等はチェックしたが、ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン接種開始時期が標準かどうかについてはチェックしなかった。

iii) 4 月 1 日予約どおり来院した X さんと母親に対し、C 看護師・D 看護師が予診票のダブルチェックをし、E 医師が診察しワクチンを接種後、F 看護師が母子手帳の記載等を確認し 4 週後の MR ワクチン接種の予約を取った。しかし、ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの接種開始時期は標準どおり(2~6 ヶ月)と思い込み、誰一人としてその開始時期を確認しなかった。その時も、その後も母親から 3 回目の接種時期に誤りがあるのではないかとの問い合わせはなかった。

iv) 5 月 1 日、X さんと父親が MR ワクチン接種に当科来院。予診をとった G 看護師は、標準で開始した場合 MR ワクチン・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの同時接種が多いのになぜ、MR ワクチンのみの予約なのかと不思議に思い母子手帳を確認したところ、誤接種に気づき主任看護師に報告した。

v) X さんは感冒に罹患しており MR ワクチンの接種は行えず、診察を終えた X さんと父親に対し、主任看護師から報告を受けた小児科責任医師は、ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの接種間隔と回数を誤って接種してしまったが、X さんには免疫がともよくつく以外何の問題もないこと、次回の MR ワクチン接種時に次のヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの接種時期をお話しすると説明し、了解を得た。

vi) 八王子市予防接種担当課に誤接種について報告し、後日報告書を提出することを約束した。

### 3) 事故の要因について

①予防接種にあたっては、「予防接種間違い防止の手引き」に記載され、八王子市予防接種担当課からも繰り返し通達されているとおり、誤接種を防ぐために母子手帳・予診票で接種開始時期・接種回数・接種間隔の確認をすることが強くすすめられている。しかし今回は、予約をとった A 看護師・接種当日予診を行った C・D 看護師、接種を行った E 医師、すべてがヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの接種開始時期が標準接種と異なることを全く意識しておらず、接種開始時期の確認を怠ったことが今回の誤接種の主因である。しかし、保護者も標準を外れたヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの接種間隔や回数について全く理解していない点も一因と言える。

②ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンが接種開始された当初は母子手帳に接種済み記載欄が無かったため、八王子市が予防接種済証を作成しそこには接種開始時期が標準的スケジュールを逸脱した場合のスケジュールも図示されており、予防接種の接種回数や間隔を誤ることはなかった。また、標準期間(2~6 ヶ月)を過ぎて開始する児も多く、予約時や実際の接種にあたり、その点についてしっかり注意が向いていた。しかし、最近ほとんどの児は、標準期間(2~6 ヶ月)に接種を開始しているため、接種開始時期に対する注意が欠落した可能性もある。

### 4) 予防接種事故防止の当面の対策

①ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンの予約を取る時に標準的スケジュール(2~6 ヶ月)か否かを確認し、予防接種予約表の接種予約欄に Hib(プレ) 1/3 or 1/4 と記載する。

②前日の予防接種カルテ準備の時、事務が再度接種開始時期も含め接種間隔・回数等を確認する。

③初めてヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン接種で来院した時に、母子手帳とカルテ内の予防接種記録欄に何ヶ月からと開始時期を記入する。

④標準的スケジュール(2~6 ヶ月)で開始できず 7~11 ヶ月で開始の場合は、母子手帳とカルテ内の予防接種記録欄の④欄を斜線で消す。ヒブワクチンを 1~4 歳で開始した場合は②③④に斜線を、小児肺炎球菌ワクチンを 1 歳で開始した場合は③④、2~4 歳で開始した場合は②③④に斜線を引く。

⑤保護者に対しても、ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの開始時期・接種回数・接種間隔について啓蒙する。